

ハーグ条約について

ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)についてご存じですか？

2017年10月現在、ノルウェー、日本を含む世界98か国がこのハーグ条約を締結しています。

一方の親の同意なく、お子さんが国境を越えて海外に移動した場合、一定の要件を満たせばハーグ条約が適用されることとなります。その場合、お子さんは、原則、元いた国に戻されることとなります。詳しくは外務省のホームページをご参照ください

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>)。

ノルウェーでは共同親権の場合、もう一方の親の同意を得ることなくお子さんを短期間の国外旅行へ連れて行くことができるとされていますが、短期国外旅行の基準は個々のケースで決定されるとされています。また、お子さまを国外に移転する前には双方の親が同意する必要があるとされています。

どうしても一方の親の同意なくお子さんと移動せざるを得ない場合、刑事訴追の可能性や出入国の可否を含め、きちんと情報収集の上、行動するようおすすめします。

お子さんの海外への移動、ハーグ条約についてご不明な点がありましたら、以下までご連絡ください。

① 外務省ハーグ条約室： TEL: +81-(0)3-5501-8466

Email: hagueconventionjapan@mofa.go.jp

② 在ノルウェー日本国大使館 領事班： TEL: 2201-2900

Email: ryouji@os.mofa.go.jp

(以上)